

町田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2 0 2 1 年) 6 月 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

町田市旅館業法施行条例（平成24年3月町田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 浴室については、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>貯湯槽</u>を使用するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、町田市規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を<u>行い、ぬめり等の汚れを除去すること</u>。</p> <p>(イ) 略</p> <p>オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保ち、かつ、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。ただし、これにより難しい場合には、<u>規則で定めるところにより消毒を行い</u>、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p>	<p>(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 浴室については、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）</u>を使用するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、町田市規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を<u>行うこと</u>。</p> <p>(イ) 略</p> <p>オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保ち、かつ、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。ただし、これにより難しい場合には、<u>塩素系薬剤による消毒及びその他の消毒方法による消毒を併用し</u>、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p>

<p>カ〜ク 略</p> <p>(8) ~ (11) 略</p> <p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第8条 政令第1条第1項第8号の規定により  条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造  設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) 浴室は、次に掲げる基準によること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させ  る場合には、次に掲げる構造設備の基準  によること。</p> <p>(ア) ~ (カ) 略</p> <p><u>(キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置そ  他の微小な水粒を発生させる設備  を設ける場合には、点検、清掃及び排  水を行える構造であること。</u></p> <p>(5) ~ (7) 略</p>	<p>カ〜ク 略</p> <p>(8) ~ (11) 略</p> <p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第8条 政令第1条第1項第8号の規定により  条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造  設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) 浴室は、次に掲げる基準によること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させ  る場合には、次に掲げる構造設備の基準  によること。</p> <p>(ア) ~ (カ) 略</p> <p>(5) ~ (7) 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第8条第4号ウに次のように加える改正規定及び次項の規定は令和3年10月1日から、その他の規定は令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項に規定する改正規定(微小な水粒を発生させる設備に係る部分に限る。)による改正後の第8条第4号ウ(キ)(第9条第2項(第10条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定は、令和3年10月1日以後に設置する微小な水粒を発生させる設備(同日前に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可の申請をした者が同日以後に設置する微小な水粒を発生させる設備で、当該申請に係る旅館業の開始の際現に設置されているものを除く。)について適用し、同日前に設置した微小な水粒を発生させる設備及び当該旅館業の開始の際現に設置されている微小な水粒を発生させる設備については、な

お従前の例による。